

各関係機関の長 様
病害虫防除推進員 様

滋 賀 県 病 害 虫 防 除 所 長

病害虫発生予報第 7 号について

このことについて、以下のとおり発表したので送付します。

令和 7 年病害虫発生予報第 7 号

令和 7 年(2025年) 7 月23日
滋 賀 県

【予報概要】

大阪管区気象台の発表では、向こう 1 か月の気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並、日照時間は多い見込み。

作物名	病害虫名	時期	発生量	作物名	病害虫名	時期	発生量
イネ	穂いもち	早	やや少	カキ	カキノヘタムシガ	-	平年並
	紋枯病	-	やや少	チャ	炭疽病	-	平年並
	白葉枯病	平年並	やや少		もち病	-	平年並
	ニカメイガ(Ⅱ)	早	やや少		新梢枯死症	-	やや少
	セジロウンカ	遅	平年並		カンザワハダニ	-	やや多
	ヒメトビウンカ	-	やや少		チャノホソガ(Ⅲ)	やや早	やや少
	ツマグロヨコバイ	-	平年並		チャノミドリヒメヨコバイ	-	平年並
	斑点米カメムシ類	早	多		チャノキイロアザミウマ	-	平年並
ダイズ	コブノメイガ	早	平年並		クワシロカイガラムシ	やや早	やや少
					(年3回発生地域・Ⅱ)		
ダイズ	アブラムシ類	-	平年並		チャトゲコナジラミ(Ⅱ)	やや早	やや少
	ハダニ類	-	やや多				
果樹全般	カメムシ類	-	やや少				
ナシ	ハダニ類	-	やや多				
ブドウ	晩腐病	平年並	平年並				

A. イネの病害虫

1. 穂いもち

予報内容 発生時期：早
発生量：やや少

予報の根拠

- (1) 葉いもちの発生量は平年並。
- (2) 水稻の生育時期は早い。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 粉剤、液剤(水和剤・乳剤等)は穂ばらみ期～出穂期に散布する。穂いもちの発生が多い時はさらに穂揃期～乳熟期にも追加散布する。

- (2) 粒剤は種類により施用時期が異なるため、ラベルをよく読んで適期に散布する。また、粒剤施用の場合は必ず湛水状態とし、畦畔等からの漏水防止に努めるとともに、散布後1週間は落水やかけ流しは行わない。
- (3) 薬剤耐性菌の発生を防止するため、同一グループの薬剤を連用しない。

2. 紋枯病

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) ほ場での発生時期はやや遅い。
- (2) 水稻の茎数は少ない。
- (3) ほ場での発生量は少ない。
- (4) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 前年の発生が多かったほ場では特に注意する。
- (2) 防除の目安は、極早生・早生品種では発病を認めた場合、中生・晩生品種では出穂20日前の発病株率が15～20%以上。
- (3) 病勢進展初期（幼穂形成期～穂ばらみ期）に株元までよくかかるように薬剤を散布する。
- (4) 粒剤施用の場合は必ず湛水状態とし、畦畔等からの漏水防止に努めるとともに、散布後1週間は落水やかけ流しは行わない。

3. 白葉枯病

予報内容 発生時期：平年並

発生量：やや少

予報の根拠

- (1) 前年の発生量はやや少ない。
- (2) ほ場での発生を認めていない。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 「キヌヒカリ」、「ゆめおうみ」、「ハナエチゼン」は発病しやすいので特に注意する。
- (2) 田植時に、白葉枯病に有効な長期持続型箱粒剤を施用したほ場では、防除の必要はない。

4. ニカメイガ第2世代

予報内容 発生時期：早

発生量：やや少

予報の根拠

- (1) 第1世代幼虫による被害の発生時期は平年並。
- (2) 第1世代成虫の発ガ最盛期の予測日は早い。
- (3) ほ場での発生量は少ない。
- (4) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 防除の目安は、6月中旬の被害株率が10%以上のほ場とする。
- (2) 中生・晩生品種では、被害が出やすいので注意する。

5. トビイロウンカ

発生状況

- (1) 本県では、7月10日頃までに飛来が認められた場合は多発する危険性が高いが、7月10日までに予察灯への飛来および本田での発生を認めていない。
- (2) これまでに、九州～中国地方の各県、和歌山県で予察灯への飛来が確認されている。また、九州地方では本田での発生も確認されている。

防除上注意すべき事項

- (1) 極早生品種および早生品種では、今後の防除の必要性は低いと考えられる。中生品種および晩生品種では、7月下旬頃までに飛来した場合は、坪枯れ症状が発生する可能性があるので注意する。
- (2) 株元をよく観察して、出穂期までに発生を認めた場合は薬剤を散布する。

6. セジロウンカ

予報内容 発生時期：遅
発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 予察灯への飛来は認められていない。
- (2) ほ場での発生量は平年並。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 多飛来により、出穂期までに著しく密度が高まった場合は、薬剤防除する。

7. ヒメトビウンカ

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) 予察灯への飛来数は平年並。
- (2) ほ場での発生量は少ない。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) ヒメトビウンカによって縞葉枯病が媒介される。
- (2) 防除の目安は、6月下旬時点での縞葉枯病の発病株率が1%以上のほ場とする。

8. ツマグロヨコバイ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 予察灯への飛来数はやや多い。
- (2) ほ場での発生量はやや少ない。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 防除の目安は、穂ばらみ期～穂揃期に1株あたり20頭以上認めた場合とする。

9. 斑点米カメムシ類

予報内容 発生時期：早
発生量：多

予報の根拠

- (1) 水稻の生育時期は早い。
- (2) 畦畔での発生量が多い。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) [注意報第3号](#)を参照のこと。

10. コブノメイガ

予報内容 発生時期：早
発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生は早い。
- (2) 予察灯への飛来は認められていない。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 9月上旬までに収穫可能な極早生・早生品種では、防除の必要性は低い。
- (2) 晩生品種や晩植田、直播田では被害が発生しやすいので特に注意する。
- (3) 防除の目安は、中生・晩生品種では、8月上旬の被害株率が20%以上、または8月中旬に上位2葉の被害葉率が20%以上とする。

B. ダイズの害虫

1. アブラムシ類

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生は少ない。
- (2) 黄色水盤での誘殺数は平年並。
- (3) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期から薬剤を散布する。
- (2) 薬剤抵抗性を獲得しやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

2. ハダニ類

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- (1) ほ場での発生を認めていない。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期から薬剤を散布する。
- (2) 薬剤抵抗性を獲得しやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

C. 果樹の病害虫

1. 果樹全般：カメムシ類

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) チャバネアオカメムシの越冬成虫数は平年並。
- (2) フェロモントラップでの誘殺数はやや少ない、予察灯での誘殺数はやや少ない。
- (3) 気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 飛来を認めたら、早朝か夕方に薬剤を散布する。

2. ナシ：ハダニ類

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生初期から薬剤を散布する。
- (2) 薬剤抵抗性を獲得しやすいので、同一グループ薬剤の連用を避ける。

3. ブドウ：晩腐病

予報内容 発生時期：平年並

発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 前年の発生量は平年並。
- (2) ほ場での発生を認めていない。
- (3) 気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 薬剤散布後速やかに袋掛け、傘掛けをする。
- (2) 発病果は処分する。

4. カキ：カキノヘタムシガ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) 第一世代成虫のほ場での発生量は平年並。
- (2) 気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 7月下旬～8月上旬に、ヘタや果梗部によくかかるよう薬剤を散布する。

D. チャの病害虫

1. 炭疽病

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量はやや少ない。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 二番茶残葉に発生した病葉が伝染源となり三番茶芽に感染する。

- (2) 感染は新芽の生育期に限られるため、伝染源が多い茶園では三番茶芽の萌芽～1葉開葉期と2～3葉開葉期に薬剤を散布する。

2. もち病

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
(2) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 山間地の茶園や、平坦地でも木陰や建物の裏側など風通しや日当たりの悪い茶園でよく発生する。
(2) 発生が見られる茶園では、三番茶芽の開葉初期に薬剤を散布する。

3. 新梢枯死症

予報内容 発生量：やや少

予報の根拠

- (1) 感染源となる輪斑病葉の発生量はやや少ない。
(2) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 原因となる病原菌は輪斑病菌であり、前年に輪斑病が多発した茶園では発生しやすいので、三番茶芽の萌芽期および2～3葉開葉期に薬剤を散布する。

4. カンザワハダニ

予報内容 発生量：やや多

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量はやや多い。
(2) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 発生園では、葉裏によくかかるよう注意し、薬剤を散布する。
(2) 降雨が少なく乾燥状態が続く条件下で、急激に増加する場合があるので注意する。

5. チャノホソガ（第3世代幼虫）

予報内容 発生時期：やや早

発生量：やや少

予報の根拠

- (1) 第2世代成虫のフェロモントラップでの誘殺時期はやや早い。
(2) ほ場での発生量はやや少ない。
(3) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 産卵を認めたら薬剤を散布する。

6. チャノミドリヒメヨコバイ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量は平年並。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 三番茶芽の萌芽期～開葉期に薬剤を散布する。
- (2) 降雨が少なく乾燥状態が続く条件下で、急激に増加する場合があるので注意する。

7. チャノキイロアザミウマ

予報内容 発生量：平年並

予報の根拠

- (1) ほ場での発生量はやや少ない。
- (2) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 三番茶芽の萌芽期～開葉期に薬剤を散布する。
- (2) 降雨が少なく乾燥状態が続く条件下で、急激に増加する場合があるので注意する。

8. クワシロカイガラムシ（年3回発生地域・第2世代幼虫）

予報内容 発生時期：やや早

発生量：やや少

予報の根拠

- (1) 第1世代成虫の発生時期は平年並。
- (2) 第2世代幼虫ふ化最盛期の有効積算温度（688日度、起算日 第1世代ふ化最盛期、発育零点10.8℃）による予測日はやや早い。
- (3) 第1世代成虫（雄繭）の寄生株率はやや少ない。
- (4) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 幼虫のふ化状況を確認後、薬剤を散布する。

9. チャトゲコナジラミ（第2世代幼虫）

予報内容 発生時期：やや早

発生量：やや少

予報の根拠

- (1) 第1世代成虫の黄色粘着板での誘殺時期は平年並。
- (2) 第1世代成虫の黄色粘着板での誘殺数はやや少ない。
- (3) 調査茶園における幼虫の発生量はやや少ない。
- (4) 気象予報では気温は高く、降水量は県北部で平年並または少なく、県南部で平年並の見込み。

防除上注意すべき事項

- (1) 第1世代成虫の発生ピークからおよそ15日後に、成虫の発生がほとんど見られなくなった時期が防除適期である。ただし、茶園により差があるので、若齢幼虫の寄生状況を事前に確認する。
- (2) すそ部や葉層内の葉裏によくかかるように薬剤を散布する。

防除対策(耕種的防除や薬剤防除など)については、滋賀県農作物病虫害雑草防除基準を参照してください。

病虫害防除に関する情報

滋賀県病虫害防除所 病虫害の発生予察などの関連情報

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

滋賀県農作物病虫害雑草防除基準

滋賀県における病虫害や雑草の適切かつ安全な防除および危被害防止についての基準

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/303181.html>

滋賀県病虫害防除所

〒521-1301 滋賀県近江八幡市安土町大中516

TEL 0748-46-6160・4926

FAX 0748-46-5559

Email GC70@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.lg.jp/boujyo/>

農薬を扱うみなさまへ

農薬取締法や滋賀県では、農薬を販売する者・使用する者が守らなければならない事項、守っていただきたい事項を次のように定めています。このことを守り、農薬の適正な流通、安全・適正な使用に努めましょう。

下線部は、農薬取締法・関係法令で定められ、農薬を扱うものが守るべき事項です。

下線部を守らないと、**農薬取締法違反で罰せられる可能性があります。**

1. 販売に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を販売しないこと。
- ② 販売禁止農薬を販売しないこと。
- ③ 農薬の効果等に関して、虚偽の宣伝をして販売しないこと。
- ④ 無登録の農薬について、農薬登録を受けていると誤認させるような宣伝をしないこと。
- ⑤ 販売者は、取り扱う全ての農薬について、種類別に仕入数量と譲渡数量（水質汚濁性農薬については譲渡先別譲渡数量）を帳簿に正確に記載し、3年間保存すること。
 - ・ 農薬の種類ごとに日別に記載し、在庫管理ができる帳簿にしてください。
 - ・ コンピューターで管理している場合は、過去の実績をプリントアウトしておいてください。
- ⑥ 農薬登録がされていない「農薬に該当しない除草剤」は、容器又は包装に農薬として使用できない旨を表示すること。
また、「農薬に該当しない除草剤」の販売者は、販売所ごとに公衆の見やすい場所に、「農薬に該当しない除草剤」を農薬として使用できない旨を表示すること。
- ⑦ 農薬は他の品目（特に食品）と混在して陳列しないでください。
- ⑧ 農薬は住居（生活空間）で保管しないでください。
- ⑨ 農薬はいつも目の届く場所に陳列してください。
- ⑩ 盗難防止対策をとってください。
- ⑪ 最終有効年月を過ぎた農薬は販売しないようにしましょう。
- ⑫ 毒物劇物を販売している方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。

2. 使用に関すること

- ① 農薬登録番号等が適正に表示された農薬および特定農薬以外の農薬を使用しないこと。
- ② 販売禁止農薬を使用しないこと。
- ③ 食用農作物等に農薬を使用するときは、次に掲げる基準を遵守すること。
 - ・ ラベルに記載されている農作物のみに当該農薬を使用すること。
 - ・ 使用量：面積当たりの規定量を超えて農薬散布をしない。
 - ・ 希釈倍率：規定された希釈倍率の最低限度を下回る希釈倍数での農薬散布をしない。
 - ・ 使用時期：規定された使用時期以外に農薬散布をしない。
 - ・ 各有効成分ごとの総使用回数を超えて使用しないこと。
（種苗を用いる場合は、種苗に表示のある有効成分ごとの農薬の使用回数を勘案する必要がある）
 - ・ 最終有効年月を過ぎた農薬を使用しないようにしてください。
- ④ 次に掲げる事項を帳簿に記載するようにしてください。
農薬を使用した年月日・場所・農作物等・農薬の種類又は名称・使用量・希釈倍数
- ⑤ ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、農薬使用計画書を農林水産大臣・環境大臣に提出すること。また、計画に変更がある場合も同様に、計画変更届を提出すること。
- ⑥ 農作物等・人畜・生活環境動植物に害を及ぼさないようにすること。
- ⑦ 農作物等および土壌、水質に汚染が生じ、かつ、その汚染が原因となって人畜に被害が生じないようにすること。
- ⑧ 農薬保管・使用にあたっては、飛散・流出・揮散しないようにしてください。
- ⑨ 農薬は鍵のかかるところで、食品等の他のものと区別して保管してください。
- ⑩ 毒物劇物を扱う方は、毒物および劇物取締法の規定を遵守してください。